

広島県告示第三百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十四年四月十二日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道二七五号	三次市作木町下作木字湊一六〇番五地先から 三次市作木町下作木字湊一六〇番四地先まで 三次市作木町下作木字湊一五二番一地先から 三次市作木町下作木字湊一五一番一地先まで	平成二十四年三月二十九日